

請求・給付の手続きのあらまし（令和5年度）

見舞金の種類	給付の対象	給付額	請求の方法	給付の方法
普通見舞金	学校管理下の災害による傷病で、治療までに支払われたセンター（※2）の給付額の合計が15,000円以上 ○小・中学校時に発生した災害は対象外	センター給付額の10分の3.0の額（F限4,500円、上限18万円） 詳しくは共済規程別表5を参照	◎請求の手順と提出書類 ①学校⇨振興会⇨センターの医療費支払通知書のコピーを送付 ○小・中学校時の災害については、備考欄にその旨を記入 ②振興会⇨学校⇨普通見舞金請求書（様式5）を送付	◎見舞金を学校または保護者等の指定する口座に振り込む ◎見舞金等給付通知書（様式11・12）を学校と保護者等に送付
	学校管理下の災害による障害	共済規程別表1に示す額	③学校⇨振興会⇨普通見舞金請求書（様式5）に所要事項を記入し、学校保存用としてコピーを送付してからの送付	
	死亡	500万円 （突然死は1/2）	(※3)障害と死亡の場合は、センターに提出した災害報告書のコピーを添付する	
特別見舞金（センターの給付がない場合）				
特別傷病	学校管理下の災害による傷病（治療が終了した時点で請求する）	10日以上通院……1日につき1千円（50日限度） 5日以上入院……1日につき2千円（50日限度） （5日未満の入院は通院日数に加算）	提出書類 ◎特別見舞金等請求書（様式6） ◎(特)災害報告書（様式7） ◎入院・通院証明書（様式8-1,8-2）	◎特別傷病と特別障害については、治療が終了した時点で請求する。なお、治療が長引く場合はあらかじめ連絡をしてください。（特別の関係で）
特別障害I	学校管理下の災害による1本または2本の歯科補綴	1本につき5万円	◎特別見舞金等請求書（様式6） ◎(特)災害報告書（様式7） ◎(特)障害報告書（様式9）	
特別障害II	学校管理下の災害による障害	共済規程別表3に示す額	上と同じ	
特別死亡	学校管理下の災害による死亡	250万円	◎特別見舞金等請求書（様式6） ◎(特)災害報告書（様式7） ◎(特)死に報告書（様式10）	
供花料	生徒の死亡	10万円	◎特別見舞金等請求書（様式6）	

※1 「振興会」……「一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会」のこと ※2 「センター」……「独立行政法人日本学生サービスセンター」のこと ※3 詳細は共済規程をご覧ください。